

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(1) 「(仮称) 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」の
制定に伴うパブリックコメント手続きの実施結果について

資料 1 「(仮称) 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」
の制定に伴うパブリックコメント手続きの実施結果について

参考資料 (仮称) 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条
例の制定について

令和元年 11 月 14 日

健康福祉局

「（仮称）川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」の制定に伴うパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

社会福祉法の改正により、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について、地方自治体が条例で定めることとなり、この条例の制定に向けて、パブリックコメント手続きにより、広く市民の皆様の御意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「（仮称）無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」について
意見の募集期間	令和元年9月11日（水）～令和元年10月10日（木）（30日間）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・市政だより（9月21日号）掲載 ・各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、健康福祉局生活保護・自立支援室にて閲覧
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、健康福祉局生活保護・自立支援室にて閲覧

3 結果の概要

意見提出数（件数）		4通（5件）
内	電子メール	2通（3件）
	FAX	1通（1件）
訳	郵送	1通（1件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

意見募集の結果、概ね条例制定の趣旨に沿ったもののほか、居室の床面積の基準に関する御意見が寄せられました。御意見については、今後の施策・事業の推進の参考とし、当初の考え方のおり条例制定の手続きを進めます。

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、反映させたもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

●御意見の件数と対応区分

単位：件

項目	件数	市の考え方				
		A	B	C	D	E
無料低額宿泊所の設備の基準に関すること	5	0	1	0	4	0
無料低額宿泊所の運営の基準に関すること	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	5	0	1	0	4	0

5 市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

（１）無料低額宿泊所の設備の基準に関すること 5件

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
1	既存の無料低額宿泊所の居室の床面積が7.43㎡以上であれば賛成するが、7.43㎡未満のところはないのか。	市内に7.43㎡未満の居室を有する無料低額宿泊所は存在しますが、本市のガイドラインでは、7.43㎡以上とすることとし、既存の居室について、7.43㎡以上が確保されていない場合には、段階的、計画的に基準を満たすよう整備することを求めており、この条例で定める基準においても同様としているところです。	D
2	無料低額宿泊所、自立支援センター又は救護施設を利用する対象者は何かしらの支援を必要としているという部分で類似していること、救護施設の基準が3.3㎡とされていることなどを踏まえ、第2種社会福祉事業である無料低額宿泊所を一律7.43㎡以上という基準に反対する。	無料低額宿泊所は、直ちに単身での居宅生活が困難な方に対し、居宅生活が可能となるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない方に対し、一般住宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担うものであり、他の社会福祉施設等と対象者や制度の目的、仕組みが同一ではないことから単純に比較することはできないと考えています。 また、国の省令で定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、有識者に	D

		<p>よる検討会を経て制定されたものであり、居室の床面積は、7.43㎡以上とすることを原則としています。</p>	
3	<p>既存事業に関しては一定の条件（4.95㎡以上や7.43㎡以上に向けた計画策定等）を付した上で条例施行後も適法とみなす規定を設けるべきと考える。</p>	<p>これまでに届出を行っている無料低額宿泊所のうち、居室の床面積基準を満たさない施設については、基準に適合させる場合に大規模な改修工事等が必要になる場合もあることから、国の省令の定めと同様に、当分の間、改善計画の作成及び実施等の要件を満たすことを条件に利用継続を可能とする経過措置を設けることとしています。</p>	B
4	<p>川崎市という都市部でありながら、居室の部分に関して、「地域の事情」が考慮されていないことに非常に疑問を感じている。地価は地方と数倍、地域によっては数十倍も差がある中で、川崎市のような都市部で地域の事情を考慮せず、ただし書を削除するというのはあまりにもおかしいと思いますので、川崎市の都市部事情を鑑みて、ただし書をそのまま条例に規定すべき。</p> <p style="text-align: center;">（同趣旨の意見 1件）</p>	<p>国の省令では、居室の床面積は、7.43㎡以上とすることを原則としていますが、地域の事情によりこれにより難しい場合は、4.95㎡以上とすることとされています。</p> <p>なお、「地域の事情」の有無は、地域の住宅事情、無料低額宿泊所の利用対象者や、その他の社会資源等の状況等から直ちにアパート等での居宅生活が困難な生計困難者の居住の確保に支障が生じる場合とされています。</p> <p>本市においては、住まいのない方に対してホームレス支援施策として自立支援センターを設置していること、転居を希望する生活保護受給者に対して川崎市居住安定化支援事業による賃貸住宅等への転居に係る支援を実施していること、支援にあたり転居先となる物件の確保ができていることから省令に定める原則による基準としているものです。</p>	D

（２）無料低額宿泊所の運営の基準に関すること 0件

（３）その他 0件

6 今後の予定

令和元年11月 「川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」を制定する議案
の提出

令和2年 4月 同条例施行（予定）

7 問合せ先

健康福祉局 生活保護・自立支援室

電話：044-200-0313

FAX：044-200-3929

1 条例制定の経過

(1) 無料低額宿泊所について

ア 無料低額宿泊所とは

社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業であって、生計困難者(※)のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行うための施設であって、その定員が5人以上のもの。

※ 「生計困難者」には、生活保護法の対象となるもののみならず、これに準ずる低収入であるために生計が困難であるものも含まれる。

イ 市内の無料低額宿泊所の状況(平成31年4月1日現在)

- (ア) 届出済施設数 20施設
- (イ) 運営主体 NPO法人(18施設)、一般社団法人(1施設)、株式会社(1施設)
- (ウ) 定員 合計848名(最小20名、最大76名)(すべて個室)

※ 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準については、国のガイドラインに準じて、本市においてガイドラインを定めている。

(2) 社会福祉法の改正による無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

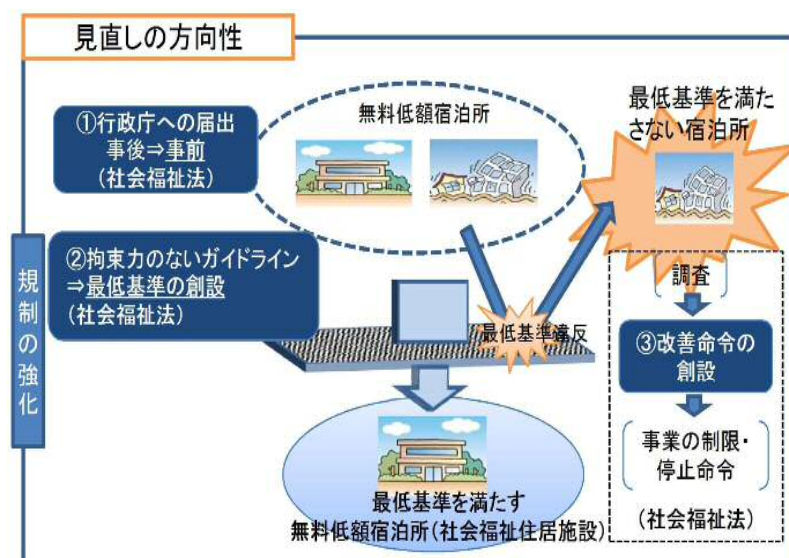
ア 無料低額宿泊所の課題

無料低額宿泊所の中には、利用者を劣悪な環境に住ませ、提供されるサービスに見合わない高額な利用料を徴収するなど、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者の存在が問題となっている。その一方で、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在することから、①悪質な事業者を規制しつつ、②生活支援を行う良質な事業者が、活動しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

イ 社会福祉法の改正による無料低額宿泊所の規制強化

利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、規制を強化(平成30年6月8日公布、令和2年4月1日施行)

- ① 無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ② 現在ガイドライン(通知)で定めている設備及び運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
- ③ 最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設



※ 無料低額宿泊所の規制強化の他に、単独での居住が困難な生活保護受給者に対して生活支援を行っている良質な事業者が存在する現状を踏まえ、上記の最低基準を満たした無料低額宿泊所について、生活保護法改正に基づいた日常生活上の支援を提供する仕組みが、国において検討されている。

(3) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める省令及び条例の制定

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準については、社会福祉法の改正により、国において省令が定められたため、地方自治体において条例を定めることとなった。

2 条例で定める基準

(1) 省令で定める基準の概要(抜粋)

基本方針
○ 地域との結び付きを重視した運営を行い、市、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
職員に関する基準
○ 施設長 1名(社会福祉主事任用資格を有する者(大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等)等)
○ 職員 入居者数等に応じた数(できる限り社会福祉主事任用資格を有する者)
設備に関する基準
○ 居室の床面積は、収納設備等を除き、7.43㎡(約4.5畳)以上であること。
○ 間仕切壁は、天井まで達している堅固なものであること。
運営に関する基準
○ 入居者に対し、訪問等の方法による状況把握を原則として1日に1回以上行わなければならない。
○ 入居者の金銭の管理は入居者本人が行うことを原則とする。

(2) 条例制定における基本的考え方

ア 省令で定める基準は、国のガイドラインを踏まえて有識者による検討会での議論を経て制定されたものであり、利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保する基準として適しているため、条例の制定に当たっては、原則として国の基準を適用する。

イ 居室の床面積について、省令で定める基準では、7.43㎡(約4.5畳)以上を原則とし、ただし書により、地域の事情によってこれにより難しい場合は4.95㎡(約3畳)以上とすることとされているが、地域の事情を踏まえ、居室において生活が困難な方の居住の場の確保について特段の支障がないと判断される場合には、ただし書の規定を条例に設けないことも差し支えないとされていることから、現行の本市ガイドラインの水準である7.43㎡(約4.5畳)以上を維持する。

[理由]

「地域の事情」の有無は、地域の住宅事情、無料低額宿泊所の利用対象者や、その他の社会資源等の状況等から直ちにアパート等での居宅生活が困難な生計困難者の居住の確保に支障が生じる場合とされており、本市においては、次の理由から原則どおりの基準とする。

- 住まいのない方に対して、ホームレス支援施策として自立支援センターを設置し、適切に対応していること。
- 転居を希望する生活保護受給者に対して、川崎市居住安定化支援事業による賃貸住宅等への転居に係る支援が適切に実施されており、また、支援にあたり転居先となる物件の確保ができていくこと。

(3) 条例制定による既存の無料低額宿泊所への影響

これまでにガイドラインにより届出を行っている無料低額宿泊所のうち、居室の床面積基準を満たさない施設については、省令の定めと同様に、改善計画の作成及び実施等の要件を満たすことを条件に利用継続を可能とする経過措置を設ける。

3 今後のスケジュール(予定)

- 令和元年9月11日～10月10日 パブリックコメント実施
- 同年11月下旬 パブリックコメント結果公表及び議案提出
- 令和2年4月1日 条例施行